

答 申 第 81 号
令和 3年 2月 24日

所沢市長 藤本 正人 様

所沢市情報公開・個人情報保護審議会
会長 千草 孝雄

所沢市観光情報・物産館駐車場システムのカメラによる個人情報の
収集について（答申）

令和3年1月14日付け所商観第686号により諮問のありました標記の件
について、別紙の通り答申します。

諮問第 8 1 号答申

所沢市観光情報・物産館駐車場システムは、駐車場入口に設置したカメラで入庫車両の画像と車両ナンバーを取得し、当該情報を駐車場利用者による料金精算行為、出庫車両の照合等に利用するものです。これにより、施設利用者がスムーズに駐車料金を精算できるようになると期待されます。

当該個人情報の収集は、施設利用者の利便性の向上を目的に行われるものであり、個人の権利利益を侵害するものではないため、本審議会として収集を認めることとします。

なお、当システム導入後に個人情報保護の状況を随時確認する際には、個人情報保護の観点から何らかの問題が生じていないかどうか等に関し、実効的な形でチェックが行われるよう、その確認頻度や実施形態等につき適切な工夫を図ってください。また、カメラの設置にあたっては最小限の範囲を撮影するよう配慮し、収集する情報は車両の画像及び登録番号の情報に限定するようにしてください。

個人情報を収集したことの本人通知は、料金精算行為の際に利用者本人がその事実を知ることができるため、省略を認めますが、利用者が個人情報を収集することを入庫時にも視認できるよう、入口の見やすい位置に掲示することを求めます。